

イギリスにおける

目撃証人の取り扱いについて

鯨 越 溢 弘

はじめに

イギリスにおいても、『誤判の原因として最も悪名高いのは、犯人特定のための証拠である』と理解され、<sup>(1)</sup> 目撃証人の危険性に関する法学及び心理学の文献が多数出版されている。<sup>(2)</sup> 犯人と被告人の同一性を確認するための証拠としては、視覚や聴覚といった個人の五感 (personal impression) に依拠した証拠と筆跡、指紋や血痕その他の法

科学的方法に依拠する証拠があるが、個人の五感に依拠した同一性確認証拠は、人の知覚—記憶—供述というそれぞれの段階に誤りが混入する危険がある。それ故、イギリスにおいては、目撃証人による犯人特定証拠をどのように取り扱うかは、長い間論争の的とされてきたのであるが、本稿においては、誤判の危険を回避するために、イギリスでは、捜査手続及び公判手続においてどのような方策がとられているかという視点から、イギリス法の現状を紹介することとした。

(1) M. Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 5th ed. (1988) London p. 366. 目撃証人の危険性についての諸見解についての簡潔な紹介については、渡部保夫「犯人識別供述の信用性に関する考察(上)」判例時報一二二九号 五—六頁参照。

(2) 心理学の立場からの文献としては、Rofus, *Eyewitness Testimony* (1979); Shepherd, Ellis and Davies, *Identification Evidence: A Psychological Evaluation* (1982); Lloyd-Bostock and Clifford (eds.) *Evaluating Witness Evidence* (1983) 等がある。尚、ここにあげた文献の邦訳として、E・A・ロフタス著・西本武彦訳『目撃者の証言』(一九七八年)がある。

## 一 捜査段階における犯人特定手続き

1 イギリスにおける目撃証人による犯人特定として著名なものは、被疑者を含む複数の者を行列させ、その中

から目撃証人に犯人を指摘させるアイデンティフィケーション・パレード (identification parade: 以下、単にパレードという) である。この手続の起源については定かでないが、その最初の準則が全国の警察に示されたのは、一九〇五年の内務省通達 (Home Office Circular) においてである。この通達は、数次の改正を経て、最終的には、『同一性確認のためのアイデンティフィケーション・パレード及び写真の使用について』と題する、一九七八年の内務省通達に結実した。しかし、『一九六四年の警察及び刑事証拠法』の制定と同法に基づき、『実務規範』によって取って代わられ、現在のイギリスにおける犯人特定は、一九九〇年に制定され、一九九一年四月一日から実施された『警察官による人の同一性確認のための実務規範 (Code of Practice for the Identification of Persons by Police Officer. 以下、単に実務規範といい、Code Dとして引用する)』に従って行われている。そこで、まず最初に、実務規範が定める犯人特定手続を簡単に紹介し、実務規範の違反に関する判例を見ておきたい。

2 犯人特定に関する証拠について、当事者間に争いがある場合、換言すれば、被疑者が犯人であることを否定している場合で、既に警察が被疑者を特定している場合の目撃証人による犯人特定の方法として、警察が使用できる手続には、①パレード、②集団の中の同一性確認 (a group identification)、③ビデオ・フィルムを使用した同一性確認、④対面方式による同一性確認 (confrontation) の四つがある (Code D, para. 2.1)。

ここで注意を要するのは、後述する如く、警察は、これら四つの方法のいずれかを随意に選んで実施してよいというのではなく、①が実施できない場合にのみ②が、①及び②が実施できない場合に③というふうに四つの方法には優先順位があるという点である。

同一性確認手続を準備し、実施する責任は、『同一性確認担当官 (the identification officer. 以下、担当官という)』

と呼ばれる、捜査に関与していない警部 (inspector) 以上の階級の制服警官である。特別の担当官に同一性確認手続の責任を委ねたのは、手続の公正さを担保するために、事件の捜査に関与している警察官は、同一性確認手続に一切、関与することができない (Code D, para. 2. 2)。

3 被疑者が要求し、それが実施可能な場合には、パレードを実施しなければならない。捜査の都合でパレードが必要と思われる場合には、被疑者の同意があれば、実施できる (Code D, para. 2. 3)。

パレードを行わなくてよいのは、被疑者がパレードへの参加を拒否した場合、又は、担当官が、被疑者の風貌が特異なものである等の理由によって、被疑者によく似た人物を必要な人数集めることができず、パレードを公正に行うことができないと考えた場合である (Code D, para. 2. 4)。被疑者が、パレードの実施を要求又は同意している場合には、担当官は、その実施のために最大限の努力をしなければならず、その努力を怠った場合には、目撃証人による犯人特定証拠は証拠から排除される<sup>(3)</sup>。

この点に関して、興味深い判例は、プリトン及びリチャード事件判決<sup>(4)</sup>である。アフリカ系カリブ人の容貌をしたプリトン及びリチャードは、パレードへの参加に同意していたが、パレードの当日に、担当官によって、十分な数の彼らと似た者を揃えられないこと、集団方式も実施できないので対面方式による同一性確認を実施する旨、告げられた<sup>(5)</sup>。リチャードのソリシターは、十分な人数を探すのに一週間の猶予を求めたが、担当官は、この要求を却下した。事実審裁判官は、警察がパレードを実施するための合理的な手続を行わなかったという理由で、犯人特定のための証拠を排除した。

ラドロウ、モス、グリーン及びジャクソン事件<sup>(6)</sup>では、バブにおける多衆暴行事件で逮捕された二〇数名の被告人

が含まれており、被疑者の人数が多数で、そのためにパレードに必要な人数を集めることが困難であるという理由で、対面方式による犯人特定が行われた。しかしながら、事実審判官は、集団方式の同一性確認又は二人以上の被疑者を六人のボランティアの中に入れて実施するパレードが可能であったという理由で、弁護側の主張を認め、対面方式によって得た証拠を排除した。<sup>(7)</sup>

4 パレードは、実務規範の附則Aに従って行わなければならない (Code D, para. 2. 5)。

限られた紙幅の中で、附則Aを詳細に紹介することができないが、注目すべき点を指摘しておく、まず第一に①被疑者のパレードへの参加の同意を取る場合には、『逮捕・勾留中の被疑者取り扱いに関する実務規範 (Code of Practice for the Detention, Treatment and Questioning of Persons by Police Officers)』に定めている黙秘権や法的助言を受ける権利等の他に、被疑者がパレードに参加することを拒否した場合には、他の同一性確認手続が取られるということが口頭及び文書で告知され、被疑者の同意は署名によって行われること (Code D, para. 2. 15, para. 2. 16, Annex A para. 5)、『②パレードへのソリシター又は被疑者の友人の立会権が認められていること (Code D, para. 1)』、『③パレードの実施に際して、担当官は、被疑者にパレードの方法や他の者を加えたいか否かについて尋ね、警察が実施しようとしている方法や警察が集めた人について異議がある場合には、その異議の理由を除去するための措置をとらなければならないこと』、『④ソリシターが立ち会っている場合には、被疑者はソリシターに相談でき、被疑者の異議を却下する場合には、担当官は、その理由を告げなければならないこと』 (Code D, para. 10)、『⑤被疑者にパレードの中の位置を選択させる (Code D, para. 11)』など、パレードの実施について警察が不公正な行為を行うことを防止するための制度的な保障が与えられているということである。<sup>(8)</sup>

第二に、目撃証人の同一性確認の信用性に関しては、①パレードは、年齢、身長、一般的風貌及び生活状態がで  
 きるだけ被疑者と似通った、被疑者を含めて少なくとも八名以上の者で構成しなければならず、原則として、一人  
 の被疑者を一つのパレードに参加させなければならない<sup>(9)</sup>、②担当官は、(i)パレードの整列前に、証人がお互いに話  
 をすることのないようにすること、(ii)パレードの参加者を見ることのないようにすること、(iii)被疑者の写真又は肖  
 像画を見たり、思い出させたり、又は被疑者の特徴について示唆されることのないようにすること、(iv)パレードの  
 前に、被疑者を見ないようにすることのないようにしなければならない (Code D, para. 12)、③パレードの実施  
 に際しては、証人は一人ずつ入れ、担当官は、証人が見た者がパレードの中に居るかもしれないし、居ないかもし  
 れないこと、証人が積極的に特定できない場合にはその旨を告げるように、証人に告知しなければならない (Code  
 D, para. 14) などの厳格な手続が定められている。

これらの手続及び諸規則は、注意深く遵守しなければならないのであって、諸規則に違反した場合には、同一性  
 確認証拠は排除される<sup>(10)</sup>。

5 被疑者がパレードへの参加を拒否した場合、又は前述した理由によってパレードの実施ができない場合に、  
 警察が次に使用できる同一性確認手続は、集団の中での同一性確認手続である。この手続は、警察署以外の場所(例  
 えば、地下鉄の駅やショッピング・センターのように人通りの多い場所)に被疑者を連れて行き、目撃証人に同一  
 性確認を行わせる方法である。その実施に関しては、前述の附則Aが可能な限り遵守されなければならない。

被疑者がパレード及び集団による同一性確認手続への参加を拒否した場合やそれらの手続が実施できない場合に  
 三番目の方法として、警察が採用できる方法がビデオ・フィルムによる同一性確認である。ビデオ・フィルム

による同一性確認手続についても、被疑者の同意が求められるけれども、仮に被疑者が拒否したとしても、担当官の裁量で実施できることから (Code D, para. 2.11) 、「前二者の方法が実施できない場合には、今後、この方法がイギリスの同一性確認手続で頻繁に使用される可能性を有している。

この手続の実施方法については、使用されるビデオ・フィルムの作成は、担当官によって行われ (Code D, Annex B, para. 2) 、「フィルムには、年齢、身長、一般的な風貌及び生活状態が被疑者と似通った者及び被疑者を含め、全員で少なくとも八人以上の者が含まれていなければならない (Code D, para. 3) 」。ビデオ・フィルムの作成についても、被疑者及びその他の者は、可能な限り、同じ格好又は同じ動作を行い、同一の条件の下で撮影されなければならない (Code D, para. 4) 等、実務規範の附則Bに詳細に規定されている。その規則の中で注目に値するのは、フィルムを証人に見せる前に、被疑者及び彼のソリシター、友人又は補佐的な成人 (appropriate adult) に見せ、異議を申し立てる機会を保障する (Code D, para. 7) ことによって、手続の公正さを担保しようとしている点である。ビデオ・フィルムによる同一性確認を行う証人の取り扱いに関しては、証人相互の会話の禁止等、パレードに準じた規則が定められている (Code D, para. 9-12) 。

6 我が国の実務で通常実施されているような、証人に被疑者を見せて行う単独対面方式による同一性確認は、前三者の方法がいずれも実施できない場合にのみ行うことができる最後の例外的な方法である。

ビデオ・フィルムによる同一性確認は、被疑者の同意なしにも実施できるのであるから、イギリスにおいては、恐らく、この方法による同一性確認は、極めて限定的にしか、使用されないであろうが、我が国の実務においては、未だ主要な方法であることを考慮すると、イギリスにおける規則を見ておくことは意味があろう。

対面方式による同一性確認の実施に関しては、実務規範の附則Cに規定されているが、対面による同一性確認においても、警察の『密室』で行うのではなく、不当な遅延を引き起こさない限り、被疑者のソリシター、通訳人又は友人の立会いの下で実施しなければならぬ、とされている (Code D, Annex C, para. 3)。不当な遅延に当たるか否かの判断は、担当官に委ねられているが、その判断は主観的な判断ではなく、客観的に合理的なものでなければならず、その立証責任は訴追側にある。

- (1) 少なくとも一九世紀中葉には、その慣行が生じていたことについては、渡部保夫、前掲論文、五頁参照。
- (2) The identification parades and the use of photographs for identification; Home Office Circular No. 109/1978.
- (3) 警察が、必要な努力をしなかったとして犯人特定証拠が排除されたものとして、Gaynor [1988] Crim. L. R. 242; Con-way (John) [1990] Crim. L. R. 402; 参照。
- (4) Britton and Richards [1989] Crim. L. R. 144.
- (5) ヴィデオ・フィルムによる同一性確認が問題とされていないのは、この手続は、一九九〇年の新実務規範において初めて規定されたからである。
- (6) Ladson, Moss, Green and Jackson [1989] Crim. L. R. 219.
- (7) これらの判決の他に、警察が必要な努力をしなかったとして犯人特定の目撃証言が証拠から排除された事例としては、被疑者によく似た風貌の者を集めることができなことを理由にバレードを実施しなかったことが違法とされた Gaynor [1988] Crim. L. R. 242. や、被疑者の氏名が既に判明していることを理由にバレードの実施を拒否したことが違法とされ

た Conway [1990] Crim. L. R. 402. があ<sup>9</sup>。

(8) バレードに被疑者のソリシター又は友人が立ち会っていない場合には、バレードを写真又はビデオ・テープで記録し、請求のあった場合には、被疑者又は彼のソリシターにコピーを提供しなければならない (Code D, para. 19)。

(9) Code D, para. 8: 二人の被疑者の風貌が似ている場合には、例外的に一つのバレードに参加させることができるが、その場合のバレードの構成人数は二人以上でなければならない。三人以上の被疑者を一つのバレードに参加させることは絶対にできない。

(10) 証人がバレードを見る前に、担当官がバレードの行われている部屋に入り、証人に話しかけたことが規則に違反するとして証拠排除した事例としては、Gall [1989] Crim. L. R. 745. がある。

## 二 検察側の証拠開示と付審判手続

1 すでに述べたように、捜査段階における同一性確認手続には、被疑者のソリシターや友人の立会いが認められており、手続きの公正さを保障する方策が講じられているが、被告側の弁護活動との関係で検討を要する二つの論点が残されている。その一つは、証拠開示の問題であり、他の一つは付審判手続の形式に関する問題である。<sup>(1)</sup>

2 バレードによる同一性確認手続が行われた場合に、その手続き及び参加者の氏名及び目撃証人が被疑者を特定したか否かという手続きの結果はすべて記録され、被疑者のソリシター又は友人がバレードによる同一性確認手

続きに立ち会っていないなかった場合には、実施状況がビデオに録画され、そのコピーが被疑者のソリシター又は友人に提供される (Code D, Annex A, Para. 19)。

また、パレードの実施より前に警察官が目撃証人に写真等を見せていたか否かも被疑者に告知される (Code D, Para. 2, 15 (iii)) けれども、目撃証人が既に警察官に対して犯人の容貌等について供述している場合に、その供述に関しての記録を作成・保管し、それを閲覧する機会を被告側に与えることまでは要求していない。

しかし、目撃証人の犯人の容貌等に関する最初の供述と被疑者の容貌等が大きく異なる場合には、目撃証人の公判における供述の信用性は疑わしいということになる。それ故、目撃証人の警察に対する最初の供述の記録・保管及び弁護側ソリシターに対する証拠の開示が必要であるということになる。<sup>(3)</sup>

3 付審判手続の問題とは、同一性確認のための目撃証言の信用性が争点になっている場合に、「略式の付審判手続」<sup>(4)</sup>によるべきか否かという問題である。

この点に関して、一九七六年に法務総裁 (Attorney General) は、デブリン委員会の勧告に従い、ガイドラインを示したが、その要点は以下のようなものであった。<sup>(5)</sup>

すなわち、①公訴局長が指揮すべき事件に関しては、「略式の付審判手続」は使用せず、同一性確認のための目撃証人を喚問して、口頭で証言させ、被告側の異議申し立ての機会を与えること、②被告側がアリバイ証人の存在を主張している場合には、アリバイ証人を喚問し、被告側のアリバイが立証された場合には、訴訟手続を打ち切り、被告人を直ちに釈放すること、③目撃証人が同一性確認のためのパレードに参加しなかったか、又は参加したが被疑者を特定できなかった場合には、そのような証人が被告席 (dock) に居る被告人を犯人であると指摘するこ

とを不可能とするために、当該証人の公判への召喚を拒否すること、④バレードに参加したか否かに関わらず、目撃証人の氏名・住所を被告側に知らせること、この告知の際に犯人の特徴に関する目撃証人の供述記録のコピーを被告側に提供すること等である。

もちろん、このガイドラインは、公訴局長が指揮すべき重罪事件のみに適用されるにすぎないが、重罪事件における誤判の回避には有効な防御策となることが期待されていたのである。

(1) イギリスにおける証拠開示については、松代剛枝「イギリス刑事証拠開示の分析」法学五七巻三号六五頁以下、参照。

(2) イギリスの付審判手続に動向については、小山雅亀「イギリスにおける予備審問（公判付託手続）の動向」高田卓爾博士古稀祝賀論集『刑事訴訟の現代的動向』三三七頁以下、参照。

(3) 事実、バイミンガム・シックス、ギルフォード・フォー等の誤判事件を契機に創設された「刑事司法に関する王立委員会（The Royal Commission on Criminal Justice）」は、その実施を勧告している（Report, 1993, London HMSO, Cm 2263, p. 11）。

(4) 『略式の付審判手続』とは、被告側の同意がある場合、治安判事裁判所に訴追側証人を喚問し、証言させることなしに、訴追側証拠についての書面による開示によって事件を公判に付すという手続まで、一九六七年の刑事司法法（The Criminal Justice Act）第一条によって導入された。現在の根拠法は、「一九八〇年の治安判事裁判所法（The Magistrates' Court Act 1980）」の第六条二項と「一九九四年の刑事司法及び公共の秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994）」の四四条の基づく付則4である。

### 三 裁判における目撃証人の取り扱い

1 目撃証人の証言には、誤判を惹起する危険が内包されているという認識は、目撃証人の証言の信用性についての慎重な取り扱いを要求する。それ故、イギリスにおいては、補強証拠の存在しない場合には、目撃証人の証言は、全面的に証拠から排除すべきだという主張すら存在するのである。<sup>(1)</sup>

目撃証人の証拠能力及び信用性についての問題は、誤った目撃証言に基づく二つの誤判事件を契機に創設されたデブリン委員会によって詳細に検討された。<sup>(2)</sup> デブリン委員会は、補強証拠のない目撃証言は全面的に証拠から排除すべきであるという主張に対しては消極的な態度を示した。しかし、同委員会は、誤った目撃証言に基づく誤判の危険を回避するために、事実審裁判官は、目撃の状況が特殊な (exceptional) 場合か又は目撃証言以外の実質的な有罪証拠が存在する場合を除き、目撃証言に基づいて有罪判決を行うことは危険である旨を陪審に説示すべきであるという勧告を行った。<sup>(3)</sup> しかし、同委員会は、どのような場合が、「特殊な場合」に当たるかについては、法律で規定するよりも、判例の集積に委ねるほうが適当だとしたのである。<sup>(4)</sup> すなわち、委員会は、目撃証言に依拠して有罪判決を行うことができるのは、例外的にそれを合理化できるような場合のみであると、更に、目撃証言の危険性について事実審裁判官が陪審に説示しなかった場合には、その有罪判決は破棄されるべきであると考えたのであ

る。

2 報告が出されて僅か数週間後に、控訴院は、目撃証言の信用性に関して重要な判断を示した。すなわち、ターンバル判決<sup>(5)</sup>である。本判決を下した五人の裁判官は、アプリン委員会の報告を考慮した上で判断したが、同委員会の勧告をすべて受け入れたわけではなかった。

すなわち、本判決の内容は以下のようなものであった。<sup>(6)</sup>

第一に、被告人に不利な証拠が、被告人が誤りであると主張している一つ又はそれ以上の同一性確認証拠の正確性 (correctness) に全面的に又は実質的に依存している場合には、裁判官は、陪審に対して、同一性確認証拠の正確性に依拠して有罪評決を行う場合には、特別の警戒が必要であるという警告をしなければならない。

更に、裁判官は、陪審に対して、そのような警告が必要な理由について説示すると共に、誤った証人も確信に満ちた証言を行うことのあること、多くの証人がいてもその全員が誤っている場合のあることについて一定の説示を行わなければならない。<sup>(7)</sup>

第二に、裁判官は、陪審に対して、個々の証人による同一性確認が行われた状況について慎重に検討することを説示しなければならない。

どれくらいの時間、証人は被告人を観察したか。どの距離から見たか。照明の程度はどうか。例えば、自動車や人の通行によって観察が妨げられなかったか。証人は以前に被告人を見たことがあるか。それは何度くらいか。もし、最初であれば、被告人を記憶するなにか特別の理由があるか。最初の観察とその後の警察での同一性確認との期間はどれくらいか。証人が被告人を見て警察に述べた被告人の容貌と実際の被告人の容貌との間になんらかの実

質的な相違はないか。<sup>(8)</sup>

略式手続であれ、正式起訴状による手続であれ、証人が最初に警察に述べた犯人の容貌と被告人の容貌を比べて実質的な相違があると信じるべき理由が存在する場合には、訴追側は、警察に最初に提供された容貌の諸特徴を被告人又は彼の弁護士に提供しなければならない。

第三に、裁判官は、陪審に、同一性確認証拠の中に現れている特別の弱点を思い出させなければならぬ。

知人の場合は、見知らぬ人の同一性確認よりも信頼性が高いであろう。しかしながら、証人が、彼が知っているある人を認めたと称している場合でさえも、陪審員は、親しい親戚又は友人の知覚においてさえも時折誤りが生じることがあることを思い起こさせられなければならない。<sup>(9)</sup>

これらすべての事柄は、同一性確認証拠の質にかかわるものである。

質が良く、被告人の証拠に密接に関連して良く思い起こされている場合には、誤った同一性確認の危険性は減少するであろうが、質が悪くなればなる程、その危険性は増大するのである。<sup>(10)</sup>

質が良好である場合、例えば、同一性確認が長い期間行われた観察後に行われた場合、又は親戚、隣人、親しい友人、仕事仲間のような人々によって十分な条件の下で行われた場合には、それを支持する他の証拠が存在しない場合でも、その証拠の評価を陪審に委ねても安全である。しかし、特別の注意を払う必要がある旨の適切な警告が与えられるということが、常に要求される。<sup>(11)</sup>

同一性確認証拠の質が貧弱な場合、例えば、それが単に、移動中の一瞥 (a fleeting glance) に依拠している場合や長い時間の観察でも困難な条件の下で行われた場合には、話は全く別である。この場合には、その同一性確認が

正しいということを支える他の証拠が存在しないかぎり、裁判官は事件を陪審の評議に付さず無罪評決を指示すべきである。<sup>(12)</sup>

以上、見てきたように、本判決の特徴は、誤った目撃証言に基づく誤判の危険を回避するための方策を、主として陪審に対する裁判官の詳細な説示に求めているが、注意を要するのは、それは、同一性確認証拠の質が良い場合にことであつて、その質が悪い場合には、同一性確認証拠の信用性について、陪審の判断に委ねることなく、被告人を釈放すべきことを要求している点である。その限りでは、本判決は、デブリン委員会が、誤った同一性確認の危険が少ない状況を示すために使用した『特殊な状況 (exceptional circumstances)』という表現は採用していない。このことは、デブリン委員会が、目撃証言のみに依拠して有罪判決を下すことを原則として禁じ、例外的にのみ認めようとしたことと対比すると若干後退したものであると言わざるをえない。しかし、陪審に対する詳細な説示と質の貧弱な同一性確認証拠の排除を明確にし、更に、このガイド・ラインの違反は、控訴理由となりうることを明示した<sup>(13)</sup>ことによつて誤判事件の控訴審における救済の道を広げた点において、従来のイギリスの実務に大きな影響を与えたのである。<sup>(14)</sup>

(1) M. Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 5th ed. (1989) London p. 366.

(2) 二つの誤判事件とは、Dougherty 事件 (一九七二年に Sunderland で発生した万引き事件で、被告人は懲役六カ月の判決を受けた) と Virag 事件 (一九六九年に Liverpool と Bristol で発生したバーキング・メーター荒らしの窃盗事件であり、被告人は両方の犯罪で懲役一〇年の判決を受けた) であり、後に、いずれも誤判であることが判明した。尚、デブリン委

員会報告 (Report to the Secretary of State for the Home Department of the Departmental Committee on Evidence of Identification in Criminal Cases, House of Common Paper 338, 1976.) にては、既に、渡部保夫教授の紹介がある (渡部保夫「犯人識別供述の信用性に関する考察(上)(中)(下)」判例時報二二一九号、二二三二号、二二三三号参照)。

- (3) *ibid.* para. 4, 54., para. 4, 83.
- (4) *ibid.* 4, 62-65. のことは、目撃証言に依拠した有罪判決は、その合理的根拠の不存在を理由に控訴でき、控訴院が合理的理由がないと判断した場合には、原判決は破棄されることを意味する。
- (5) *R. v. Turnbull* (1976) 63 Cr. App. R. 132; [1976] 3 All E. R. 549; [1977] Q. B. 224. 本判決についての解説・紹介については、渡部保夫「犯人識別供述の信用性に関する英国控訴裁判所刑事部の一判決について」判例タイムズ五五九号三二頁以下参照。

- (6) *Reg. v. Turnbull* [1977] 1 Q. B. 224.
- (7) *ibid.* p. 228.
- (8) *ibid.* p. 228.
- (9) *ibid.* p. 228.
- (10) *ibid.* pp. 228-229.
- (11) *ibid.* p. 229.
- (12) *ibid.* pp. 229-230.
- (13) *ibid.* p. 331.
- (14) *Turnbull* 判決の示したガイド・ラインに従わなかったとして有罪判決が破棄された事例としては、例えば、*R. v. Han-*

Jan, The Times, 13 June 1978; R. v. Raphael, The Times, 13 October 1978. がある。又、バーミンガム・シックス、ギルフォード・セブン等の誤判事件を契機に創設された『刑事司法に関する王立委員会』の報告書においても、同一性確認証人については、ターンバル判決の示したガイド・ラインを厳格に遵守すべきことが強調されている (Report, Royal Commission on Criminal Justice, p. 11)。

## 結 び

本稿において、我々は、イギリスにおける目撃証人が、捜査手続・訴追手続・公判手続というそれぞれの手続き段階において、どのように扱われているかを簡単にみてきた。

我が国においても、目撃証言がしばしば誤判につながるという事実は次第に認識されるようになってきており、信用性判断において厳しい基準を適用することが必要であることを示唆する判例が蓄積されてきている。<sup>(1)</sup> その意味においては、公判手続のみに着目するならば、我が国の水準は、ターンバル判決の水準に近至していると言つて良い。

しかしながら、捜査手続における実務には、雲泥の開きがあると言つて良い。イギリスにおいて「最も低劣な同一性確認手続」とされている『単対面方式』の問題性は、次第に意識されてきており、複数の写真を使用した方法が利用されるようになってきているが、イギリスにおけるような厳密な方法とそれを規律するルールは確立していな

い。

確かに、警察官の多くは誠実に職務を執行し、多くの裁判官もまた目撃証言を安易に信用することの危険性を認識しているであろうが、警察官の誠実さや目撃証言の証言の真偽を誤りなく見抜く裁判官の「神業」に依存する「制度」は、真の意味で公正な制度とは言えないであろう。

裁判官の詳細な説示と陪審の公正な判断に依拠した制度から心理学の成果等を参照にした捜査手続における精密な手続ルールの確立へと発展してきたイギリスに学ぶ点は多いと思われる。

- (1) 目撃証言の信用性を否定した判例としては、大阪高裁平成三年一月一五日判決(判例時報一三七七号一三八頁)、大阪高裁昭和六〇年三月二九日判決(判例タイムズ五五六号二〇四頁)、浦和地裁平成二年一〇月一二日判決(判例タイムズ七四三号六九頁)、仙台地裁昭和六二年一〇月二六日判決(判例時報一二五九号一四二頁)等がある。これらの判決においては、ターンバル判決のガイドラインと類似した注意原則が示唆されている。